

富山県済生会高岡病院
2階カーペット張替工事

特記仕様書

令和8年5月

第1章 総則

第1節 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は富山県済生会高岡病院（以下、甲という）が発生する下記工事に適用する。

工事名称：富山県済生会高岡病院2階カーペット張替工事

工事場所：富山県高岡市二塚 387-1

(2) 関係法令等の遵守

受注者（以下、乙という）は、工事請負約款、建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法およびその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進歩を図らなければならない。

(3) 官公署に対する手続き

工事施工のため、必要な官公署に対する手続きは、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

なお、乙はその結果を監督員に報告しなければならない。

(4) 適用規格

- ① 日本産業規格（JIS）
- ② 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ③ 日本電気工業規格（JEM）
- ④ 内線規程
- ⑤ その他関係法規

第2節 承諾図および完成図書

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付設計図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるため、乙は承諾図を提出し監督員の承諾を得てから施工に着手しなければならない。

なお、承諾図の提出部数は2部（返却用1部を含む）とする。

(2) 完成図書

完成図書には、承諾図に下記のを追加し3部提出するものとする。

完成図書の製本については、監督員と協議のうえ決定する。

- ① 竣工図
- ② その他、監督員の指示するもの

第3節 材料

(1) 材料の規格

主な使用材料は、すべての日本産業規格（JIS）に適用しなければならない。

(2) 仕様材料の検査及び承諾

工事用材料は、使用前に検査を受け合格・承諾したものでなければならない。

第4節 調査事項、その他

(1) 乙は、設計図書及び数量計算書に示された数量の確認を行い、監督員の指示がある場合には出来高調書を作成し提出しなければならない。

(2) 産業廃棄物の処理については、関係法令に基づき許可を受けた処分場にて処分を行うこととする。

(3) 処分を証明する下記資料を監督員に提出することとする。

- ① 収集運搬・最終処分業の許可証の写し。
- ② 産業廃棄物処理契約書の写し。
- ③ 業廃棄物処理業者の許可証の写し
- ④ 処分数量を確認できる資料（マニフェスト管理票）。

第5節 法定外の労災保険の付保

本工事において受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2章 内装改修工事

第1節 概要

本工事は、富山県済生会高岡病院2階廊下・バックヤード廊下・階段（1階～2階）の床カーペットを塩ビシートに張り替え、院長室のカーペットを新規カーペットに張り替える工事である。

第2節 業務詳細

(1) 材料仕様

- ① 施設内張替製品および材料仕様については、内訳書のとおりとする。
- ② 内訳書記載の新規張替製品については、参考品番であり同等品の設置も可能とする。
- ③ 張り替える製品は、すべて新品を使用すること。

(2) 作業仕様

- ① 作業開始前に作業工程表を作成し、施工管理者の承認を受けること。
- ② 現地調査及び詳細設計において、作業を安全かつ確実に実施すること。
- ③ 受注者は施工にあたり、必要となる関係法令に基づく届出等の事務・施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- ④ 張替作業にあたっての安全管理については、受注者の負担で且つ必要な措置を講じること。作業により生じた施設設備・電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- ⑤ 設置作業において発生する軽微な工事、天井や壁の補修等については、本契約の作業

範囲として実施すること。

- ⑥ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- ⑦ 作業時間帯は、原則として土曜日・日曜日・祝日の午前8時30分から午後5時00分までとするが、施設利用者の妨げにならないよう配慮すること。
また、作業場所・時間については、必ず施設管理者の承諾を得ること。
- ⑧ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
又、作業終了時に床等の清掃を行うこと。

(3) その他

この仕様書の定めのない事項については、済生会高岡病院・受注者双方の協議の上、決定する。

第3節 共通事項

(1) 一般事項

この章は、建築物の床を対象とする改修工事に適用する。

(2) 基本品質

床の改修は、著しい不陸がなく床鳴りが生じないこと。

第4節 既存床の撤去及び下地補修

(1) 一般事項

この節は、既存床を改修する場合に適用する。

(2) 工法

- ① 既存床仕上げ材の撤去等は、次による。
 - (a) 床カーペットを切断し、スクレーパー等により他の仕上げ材に損傷を与えないよう行う。又、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。
 - (b) 接着剤等は、ディスクサンダー等により、新規仕上げの施工に支障のないよう除去する。
 - (c) 浮き・欠損部等による下地モルタルの撤去は、ダイヤモンドカッター等により健全な部分と縁を切った後、撤去する。又、カッターの刃の出は、モルタル厚さ以下とする。
- ② 既存のコンクリート・モルタル面の下地補修は、次による。

なお、仕上げ材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部の補修は、監督員と協議する。

 - (a) コンクリート・モルタル面の凹凸又は段差部分等は、サンダー掛け・ポリマーセメントモルタルの充填等により補修し、コンクリート金ごて仕上げ程度に仕上げる。
 - (b) 欠損部又は下地モルタルの撤去部の下地モルタル塗りは、監督員と協議のうえ決定する。

